

物品・役務等に係る入札参加資格審査の 申請項目・必要書類の共通化について

入札参加資格審査申請に係る共通の申請項目・必要書類のたたき台の作成について

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 項目・申請方法等検討部会(第2回)資料

申請項目及び必要書類の共通化に係る研究会の提言

- 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」(令和5年12月)においては、総務省が令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用を助言しているが、この標準項目等について、地方公共団体から、独自に追加する必要がある項目等が多数にのぼる等の意見があることを踏まえて、共通化に関してさらに踏み込んだ取組を行う必要があるとされている。
- 具体的には、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができるようにすることが考えられるとされている。

i 全地方公共団体共通の申請項目等

(例) 事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、営業年数、資格希望工種等



令和3年標準項目等を地方公共団体の実態を踏まえて更新

ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等

(例) ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等



更なる共通化

iii 地方公共団体独自の申請項目等

その他契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な地方公共団体独自の申請項目等。
(例) 表彰実績等。

共通の申請項目及び必要書類のたたき台の作成

研究会の提言を踏まえ、次の手順で、

共通申請項目・共通必要書類 (仮称) (上記 i) 及び **選択申請項目・選択必要書類** (仮称) (上記 ii) のたたき台を作成。

- ① 国の物品・役務等に係る入札参加資格の申請項目等や、総務省が令和3年に策定した標準項目等を一覧化。
- ② 地方公共団体※が設定している申請項目等を国の申請項目等に対応するように記載し一覧化。
- ③ 国と地方公共団体の申請項目等を比較し、共通申請項目等や選択申請項目等の対象となる項目等を抽出。
- ④ 抽出した項目等を共通申請項目等と選択申請項目等に分類。

※ 申請項目等の共通化の取組を行っている地方公共団体や申請手続の効率化に取り組んでいる地方公共団体等から、サンプルとして抽出した団体。

共通の申請項目及び必要書類のたたき台の作成に係る考え方②

(参考) 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 項目・申請方法等検討部会(第2回)資料

3. 共通申請項目等と選択申請項目等の作成の考え方(たたき台)

1. で抽出した共通申請項目等については、以下のように分類できるか。

- a 国の申請項目等とされているもの。
- b 国の申請項目等とされていないが、多くの地方公共団体が申請項目等として設定しているものであって、契約の相手方としての適正性の審査や格付けに関しない項目等(例: 本社の電話番号、営業所の代表者の役職・氏名等)であり、かつ入札参加資格審査申請時に提出を求める必要があると考えられるもの。
- c 国及び地方公共団体の申請項目等とされていないが、申請項目等の全国的な共通化を図るに当たって必要となると考えられるもの。
- d 国の申請項目等とされていないが、地方公共団体が申請項目等として設定しているものであって、契約の相手方としての適正性や格付けの審査に資するもの。

ただし、**全国的な制度**(法律上の義務や全国的に活用されている認証制度等)や**申請事業者の基本的な情報**(例: 障害者の従業員数等)に関するものに限ることとし、団体独自の制度(認証制度等)に関するものを含まない。
- e その他、a～d以外で必要性があると考えられるもの。(例: 外字届)

- ・ a・bについては、全地方公共団体のうち一定数の団体が設定している可能性があるから、たたき台においては「**共通申請項目**」等として扱い、d・eについては「**選択申請項目**」等として扱うこととするか。また、cについては性質上「**共通申請項目**」等とするか。
- ・ その上で、共通申請項目等のたたき台を全地方公共団体に対して送付し、**地方公共団体における当該項目等の設定状況**を調査し、その設定状況に応じて、各項目を「**共通申請項目**」等、「**選択申請項目**」等のいずれとすべきかを議論することとするか。
- ・ その際、地方公共団体の審査に係る事務負担を軽減する(現状からの変更を少なくする)観点からは、**申請項目等を「事業者特定情報」(事業者名称、電話番号等)と「その他情報」(適正性の審査や格付け等に関する事項)に分類し、前者を「共通申請項目」等、後者を「選択申請項目」等とすることも考えられるが**、他方で、複数団体に対して申請する事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点からは、「共通申請項目」等を幅広く設定すべきとの考え方もある。これを踏まえ、「**共通申請項目**」等と「**選択申請項目**」等の分類については、今後確認する地方公共団体における申請項目等の設定状況も参考にして、地方公共団体・事業者双方の事務負担に考慮しながら検討する必要がある。

物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会

- 総務省・地方公共団体で構成する「地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会」「項目・申請方法等検討部会」(第2回・令和6年5月31日)において、**物品・役務等の「共通申請項目等」**、**「選択申請項目等」**及び**共通の「資格の種類・営業品目」のたたき台**等を作成。
- **全ての地方公共団体に対して**これらのたたき台を送付し、各地方公共団体における**申請項目等としての設定状況や意見**(追加する必要がある項目等や名称を変更する必要がある項目等)**を照会**※。

※ 「調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた物品・役務等の入札参加資格審査に係る共通申請項目等のたたき台に関する意見照会について(依頼)」(令和6年6月24日付け総行第278号 総務省自治行政局行政課長通知)

※ 照会に合わせて、取組の背景や、研究会報告書及び実務検討会の概要、共通申請項目等の作成方法、調査票の回答方法等についての説明動画を作成し公開。

調査1・2 共通申請項目及び選択申請項目(共通必要書類及び選択必要書類)のたたき台

- ① たたき台に関する総論的意見(共通申請項目等・選択申請項目等の設定の考え方等)
- ② 「共通申請項目」及び「選択申請項目」(「共通必要書類」及び「選択必要書類」)のたたき台に掲げた項目の設定状況
- ③ たたき台に掲げなかった申請項目等(共通項目等としない項目等)の設定状況
- ④ たたき台に追加する必要がある・名称を変更する必要があると考えられる申請項目等

調査3 資格の種類・営業品目のたたき台

- ① 「営業品目」(大分類)のたたき台の採用可否
- ② 「営業品目に含まれるものの例」(小分類)を採用する場合に追加すべき品目
- ③ 「営業等の許可・認可・登録等の証明書等」に追加すべき営業等の許可等
- ④ その他意見

調査4 その他(都道府県のみ回答)

- ① 経済団体・事業者からの共通化・デジタル化に係る意見の有無
- ② 都道府県・市区町村調達関係職員の合同会議等の場の有無・開催時期 等

たたき台に関する総論的意見

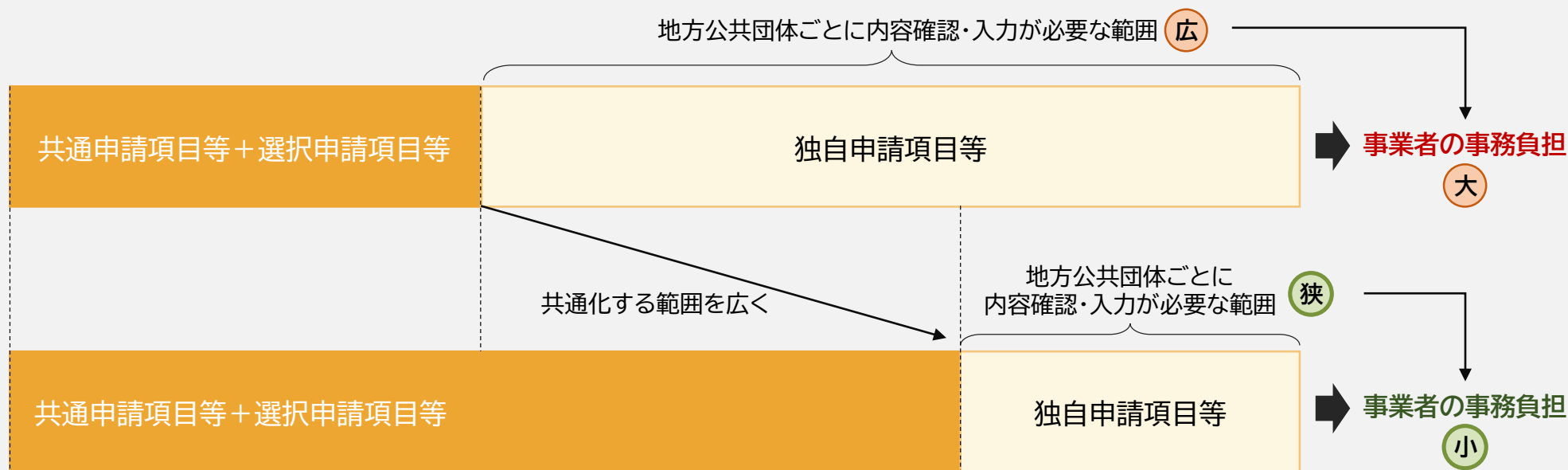
共通・選択申請項目等の関係等に関する意見

- 共通申請項目等については、「a 国の申請項目等とされているもの」が主となっているが、本市において必要としていない情報も多い。新たに多数の申請項目等が共通項目等とされると、**地元の地方公共団体に申請する地域の中小事業者にとっては、申請する必要がある項目等が増加し、事務負担が大きくなる。**また、変更申請の頻度も高くなる。これらにより、地域の中小事業者が申請事務に対応できなくなることを懸念している。
- 本町の主な申請者は町内事業者であり、また、当該事業者の大半が他の地方公共団体への申請を希望していないと承知している。このような中で、これまで採用していなかった項目等が多い共通申請項目等を採用することについては、申請に係る事務負担が増大することとなり、町内業者の理解が得られない。
- **申請項目等が増加することに伴い、事業者からの問い合わせに対応する地方公共団体の事務負担も増大**することが明らかである。
- 申請項目等を共通化することは、県と市町村の共同受付の実現に繋がるものであるが、**申請項目等が多くなると審査に膨大な時間がかかることとなる。申請項目等については、現状から減らす方向で検討されたい。**(特に入札時に都度確認すれば足りる項目。)
- これまで、申請項目等を極力減らすことによって、事業者及び地方公共団体双方の事務負担を軽減してきた。**共通項目等は必要最小限のものに留めてほしい。**
- 「共通申請項目等と選択申請項目等の作成の考え方(たたき台)」のうち、「c 国及び地方公共団体の申請項目等とされていないが、申請項目等の全国的な共通化を図るに当たって必要となると考えられるもの。」は並記せず、「その他、a～d以外で必要性があると考えられるもの」に含めてもよいのではないかと。

共通・選択・独自申請項目等の関係①（共通・選択申請項目等と独自申請項目等との関係）

- 「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」（令和5年12月）においては、複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請を行う事業者の事務負担の軽減や利便性の向上を図る観点から、地方公共団体ごとに異なる申請項目等について、①「共通申請項目等」及び②「選択申請項目等」を定めるとともに、地方公共団体が③「独自申請項目等」を設けることができるようにすることが提言されている。
- 「共通申請項目等」及び「選択申請項目等」と「独自申請項目等」との関係に着目すると、「共通申請項目等」及び「選択申請項目等」を定めて共通化する場合においても、**その共通化する項目等の範囲が狭い場合には、「独自申請項目等」が多数設定されることとなり、複数の地方公共団体に対して申請を行う事業者にとっての事務負担の軽減や利便性の向上に係る効果は限定的となる。**
- このため、入札参加資格審査に係る申請項目等の共通化については、できる限り「共通申請項目等」+「選択申請項目等」の範囲を広くすることによって、「独自申請項目等」を少なくする方向で検討すべきと考えられるか。

共通申請項目等・選択申請項目等と独自申請項目等との関係



共通・選択・独自申請項目等の関係②（共通・選択申請項目等の多寡による事務負担の比較）

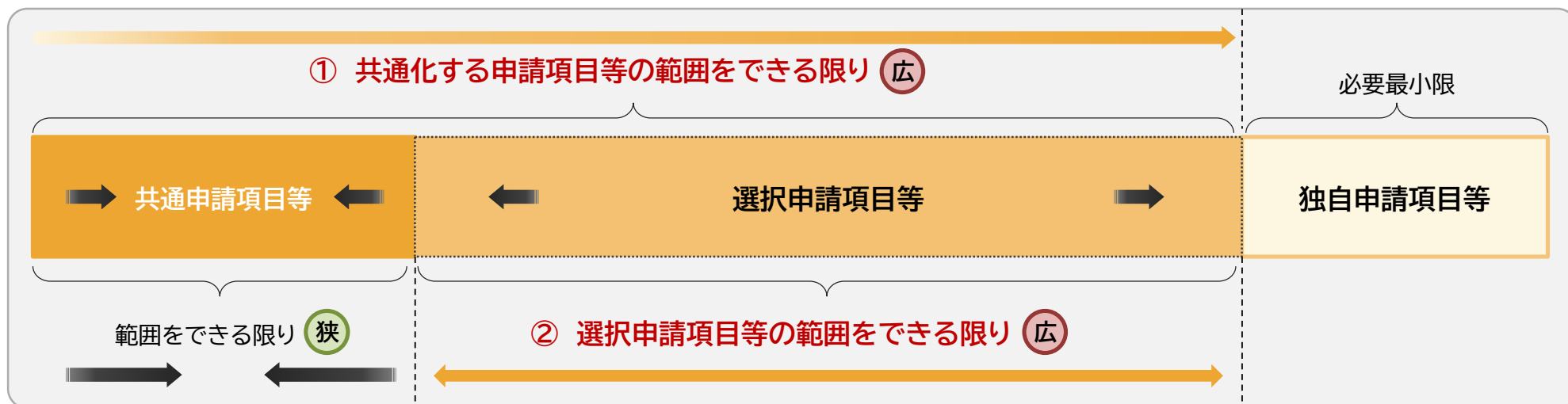
- 共通申請項目等と選択申請項目等の関係に着目すると、**共通申請項目等の範囲を広くする(選択申請項目等の範囲を狭くする)に伴って、**
 - ・ 単一の地方公共団体のみに申請を行う**地域の中小事業者**にとって、共通化前には**提出していなかった項目等を新たに申請**する必要
 - ・ **地方公共団体**においても、共通化前には**審査していなかった項目等を新たに審査**する必要
 が生じ、**事務負担が大きくなる傾向**にあるものと考えられるか。(全国的に申請する事業者にとっては事務負担に大きな違いは生じないか。)
- このため、共通化については、**共通申請項目等の範囲を狭くしつつ、選択申請項目等の範囲を広くする方向で検討すべき**と考えられるか。

共同受付・ 審査の方法	共通項目等と 選択項目等の 多寡	事業者		地方公共団体			
		全国的に 申請する事業者	単一団体のみに 申請する事業者	共通受付窓口型で審査する場合※		審査担当団体選定型で審査する場合※	
				共通審査団体等	個別団体	共通審査団体	個別団体
全国単位	共通項目の割合 大 〔選択項目の割合 が小さい場合〕	- 〔共通項目の割合の 大小はほぼ無関係〕	× 〔共通化前からの 申請項目の増加: 大 〕	- 〔審査項目:多 ⇕ 審査効率:高〕	- (独自項目のみ審査)	× 〔共通化前からの 審査項目の増加: 大 〕	- (独自項目のみ審査)
	共通項目の割合 小 〔選択項目の割合 が大きい場合〕	- 〔共通項目の割合の 大小はほぼ無関係〕	○ 〔共通化前からの 申請項目の増加: 小 〕	- 〔審査項目:少 ⇕ 審査効率:低〕	- (独自項目のみ審査)	○ 〔共通化前からの 申請項目の増加: 小 〕	- (独自項目のみ審査)
都道府県単位	共通項目の割合 大 〔選択項目の割合 が小さい場合〕	- 〔申請項目:多 ⇕ 申請効率:高〕	× 〔共通化前からの 申請項目の増加: 大 〕	× 〔共通化前からの 審査項目の増加: 大 〕	- (独自項目のみ審査)	× 〔共通化前からの 審査項目の増加: 大 〕	- (独自項目のみ審査)
	共通項目の割合 小 〔選択項目の割合 が大きい場合〕	- 〔申請項目:少 ⇕ 申請効率:低〕	○ 〔共通化前からの 申請項目の増加: 小 〕	○ 〔共通化前からの 申請項目の増加: 小 〕	- (独自項目のみ審査)	○ 〔共通化前からの 申請項目の増加: 小 〕	- (独自項目のみ審査)

※ 共通申請項目等及び選択申請項目等ともに共通審査することを想定

共通・選択・独自申請項目等の関係③（共通・選択申請項目等の再検討①）

- 以上より、入札参加資格審査の申請項目等の共通化については、以下の方向で検討すべきか。
 - ・ 全国的に**複数の地方公共団体に対して申請する事業者**の事務負担の軽減及び利便性の向上を図る観点
 - ・ **単一の地方公共団体のみに申請を行う地域の中小事業者**の事務負担を増大させないように配慮する観点
 - ・ 個々の**地方公共団体**において審査する必要のない申請項目等の申請を求めないようにする観点 から、
- ① **共通化する申請項目等**（「共通申請項目等」＋「選択申請項目等」）の**範囲をできる限り広**くする
- ② 共通化する申請項目等については、できる限り**共通申請項目等の範囲を狭くしつつ、選択申請項目等の範囲を広**くする



- 他方、共通申請項目等及び選択申請項目等のたたき台においては、「a 国の申請項目等とされているもの」（「事業者特定情報」と「適正性審査・格付情報」の双方を含む。）を一律に「共通申請項目等」としており、結果として、申請項目等全体に占める「共通申請項目等」の割合が比較的大きくなっている。（共通申請項目：56.6%、共通必要書類：38.2%）
- また、今回、地方公共団体に対して申請項目等の設定状況を照会したところ、「国の申請項目等とされているもの」であっても、多数の**地方公共団体において申請項目等とされているとは限らなかった**。（例：自己資本額のうち外国資本、営業経歴の詳細等）
国と地方公共団体で審査基準が異なることを踏まえれば、国の申請項目等を全てを「共通申請項目等」として設定する必要はないか。
- 上記の共通化の検討の方向性や地方公共団体における申請項目等の設定状況を踏まえ、共通申請項目等と選択申請項目等の設定方法について、改めて検討する必要があるか。

共通・選択・独自申請項目等の関係④（共通・選択申請項目等の再検討②）

- 申請項目等は、その性格に応じて、大きく「事業者特定情報」と「適正性審査・格付情報」の2つに分類することができるか。

事業者特定情報

- 事業者名称、電話番号等の事業者を特定するための情報であって、「適正性審査・格付情報」以外のもの。

➡ 事業者を特定するための情報にすぎないものであって、当該情報をもって事業者の資力、信用、能力、技術等の判定等の実質的な審査に用いるものではない。地方公共団体ごとに異なる情報を求める必要がない。

（たたき台における構成割合） 申請項目等： **28.5%** 必要書類： **16.4%**

適正性審査・格付情報

- 契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するための情報。

➡ 契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が異なっていることに伴い、地方公共団体が提出を求める適正性審査・格付情報についても多様となっている。こうした中、当該情報を共通申請項目等として設定した場合、各地方公共団体は、審査に必要な申請項目等について受け付けることとなり、地域の中小事業者は、共通化前には提出していなかった（審査に必要な）申請項目等を新たに提出する必要が生じる。

（たたき台における構成割合） 申請項目等： **71.5%** 必要書類： **83.6%**

- 「事業者特定情報」と「適正性審査・格付情報」の性格や、たたき台における構成割合、共通化の検討の方向性を踏まえると、共通申請項目等・選択申請項目等については、地方公共団体における申請項目等の設定状況を考慮しながら、以下のように設定することが考えられるか。

- ・ **多数※の地方公共団体が設定している「事業者特定情報」については、共通申請項目等とする**
- ・ **「適正性審査・格付情報」については、幅広く選択申請項目等とする**

※ 事務負担軽減の観点からは、「事業者特定情報」であっても、設定団体が少数に留まるものについては、「共通申請項目等」とせずに、「選択申請項目等」とすべきか。例えば**過半数(50%以上)の地方公共団体が設定している「事業者特定情報」を「共通申請項目等」とすることが考えられるか。**

共通・選択・独自申請項目等の関係⑤（共通・選択申請項目等の再検討③）

- 共通化の検討の方向性として、「共通化する申請項目等（「共通申請項目等」＋「選択申請項目等」）の範囲をできる限り広くする」ことが考えられる一方で、以下のような申請項目等についてまで、**広く共通化の対象とすることは適当ではない**と考えられるか。
 - ・ **入札参加資格審査を行うために必要ではない申請項目等**
 - ・ 紙媒体での提出を前提とするような必要書類など、**申請方法の電子化・オンライン化にそぐわない申請項目等**
 - ・ 地方公共団体独自の制度等（認証制度等）に関する申請項目等、**全国的な共通化になじまないもの**
- 特に、**申請項目等として設定している地方公共団体が少数**に留まる※申請項目等については、地方公共団体に対して、入札参加資格審査を行うために提出を求める**必要があるものかどうかを照会**し、確認することが考えられるか。

※ 例えば、申請項目等として設定している地方公共団体が**10%程度以下の申請項目等について確認することが考えられるか。**

<たたき台における分類>

- a 国の申請項目等とされているもの
- b 国の申請項目等とされていないが、多くの地方公共団体が申請項目等として設定しているものであって、契約の相手方としての適正性の審査や格付けに関しない項目等
- c 国及び地方公共団体の申請項目等とされていないが、申請項目等の全国的な共通化を図るに当たって必要となると考えられるもの
- d 国の申請項目等とされていないが、地方公共団体が申請項目等として設定しているものであって、契約の相手方としての適正性や格付けの審査に資するもの
- e その他、a～d以外で必要性があると考えられるもの

事業者 特定情報

※以下に該当するものを除く。

適正性審査・ 格付情報

※以下に該当するものを除く。

地方公共団体の採用率
50%以上

地方公共団体の採用率
50%未満

共通
申請項目等

選択
申請項目等

- 一般に、入札参加資格審査を行うために必要ではない申請項目等（設定団体が少数）
- 申請方法の電子化・オンライン化にそぐわない申請項目等
- 地方公共団体独自の制度等に関する申請項目等、全国的な共通化になじまないもの

独自
申請項目等
or
廃止（各団体判断）

申請項目等の設定状況・たたき台に対する意見等

共通申請項目等(たたき台)の設定状況

- 共通申請項目・選択申請項目 : 別紙1
- 共通必要書類・選択必要書類 : 別紙2

- ➡ 50%以上の地方公共団体が設定している「事業者特定情報」を「共通申請項目等」とすることを基本とすることが考えられるか。
(設定している地方公共団体が50%未満の「事業者特定情報」は「選択申請項目等」とすることを基本とすることが考えられるか。)
- ➡ 設定している地方公共団体が10%程度以下の申請項目等について、地方公共団体に必要性を確認することが考えられるか。

たたき台に対する意見等

	たたき台で掲げた 項目等に対する意見	たたき台で 掲げていない 項目等の新規追加	合計	
				うち 意見の 趣旨を確認中※
共通申請項目等 (資料2)	399件	134件	533件	(105件)
共通必要書類等 (資料3)	111件	340件	451件	(63件)
合計	510件	474件	984件	(168件)

その他の意見①

建設工事、測量・建設コンサルタント等との関係に関する意見

- 事業者は、物品・役務等のみならず、建設工事又は測量・建設コンサルタントについても申請している場合がある。**物品・役務等のみならず、建設工事等についても共通化しないと**、物品・役務等の申請については広域又は全国的な共通システムを用いるが、建設工事や測量・建設コンサルタントの申請については、旧来の申請方法を用いる状況が発生する。その場合、**申請方法のみならず、申請時期等についても異なることとなる**可能性があり、複数の資格審査を申請する事業者にとっては事務負担が増大する。地方公共団体にとっても、**システムが異なるとシステム導入に係る経費が増加する**のではないかと考える。
- 市町村においては、建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等に係る審査を同時期に行っている団体が多いと考えられるところ、**物品・役務等のみを共通システム化すると、建設工事等と物品・役務等とで申請するプラットフォームが分かれることとなり**、事業者の申請に係る事務負担が大きくなる。したがって、**将来的に、建設工事や測量・建設コンサルタントも共通化した上で、1つのプラットフォームから全ての資格について申請できるようにする必要がある**と考える。

共同受付・審査体制に関する意見

- **共同受付・審査の体制が整備されるのであれば、申請項目等を共通化することに対して意見は無い。**しかし、**申請項目等のみが先行して整備され、各地方公共団体が個別に審査する場合には、効果的なものとならないため、配慮が必要である。**
- 共通申請項目等のみで審査する地方公共団体については、**都道府県レベルで一括で審査した方が効率的**である。ぜひ検討してほしい。

その他の意見②

共通システムの整備に関する意見

- 本市の**事業者登録システムは、入札執行システムや調達案件記録台帳と連携**している。このため、営業品目の変更は、システム改修又は新規整備を要し、多額の経費が必要となること、及び情報の再入力等の事務負担が大きくなることを懸念している。
- 本町においては、既に電子申請を導入済であることや、本町が活用している**契約管理システムへの情報取込**を可能とするため、新たな改修・構築経費が生じると予想されることから、共通システムの導入については慎重とならざるを得ない。電子申請を導入済である中、更なる経費支出が必要となることについては、庁内の理解が得られにくい。
- 共通の入札参加資格審査申請システムと**既存の財務会計システムを連携**させたい。その際、事業者の**口座情報についても連携**させたいので、共通システムに口座情報を登録するような仕組みを取り入れてほしい。
- 当町は過疎地域であり、町内事業所に優先発注しているが、事業所の運営者には高齢者が多い。このような運営者において、申請のためにPCを購入することや、デジタル技術を活用して申請することが負担となることを踏まえると、当町に電子申請が適しているとは判断しにくい。
- 現在、**電子申請、入札参加資格管理、電子入札、契約管理、財務会計等のシステムが連携することを前提に構築**されており、共通申請システムが整備されたとしても、他のシステムや事務への影響が大きく、移行は困難と考える。
- **共通必要書類として掲げる官公庁等発行の証明書等について、原本でなく写しで確認することの可否**を明示してほしい。

その他意見

- 本市で独自に入札参加資格審査の申請方法等をデジタル化するような予算をかけることはできない。**結論を出す時期**を示してほしい。